

## 役員報酬規程

(総則)

第1条 社団法人海外環境協力センター(以下「センター」という)定款第17条第1項ただし書の規定により理事長が理事会の議決を経て指定する役員の報酬に関しては、この規程の定めるところによる。

(報酬の支給)

第2条 役員の報酬は、センターの予算の範囲内において支給することができる。

2 報酬は年俸とする。ただし通勤手当は別途支給する。

3 報酬の額は、理事長が別に定める。

(報酬の支払)

第3条 報酬の支払は、年俸の12分の1を毎月支給する。

(実施に必要な事項)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年6月10日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

**参 考** (「社団法人海外環境協力センター定款」より抜粋)

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、理事長が理事会の議決を経て指定する役員は有給とすることができる。